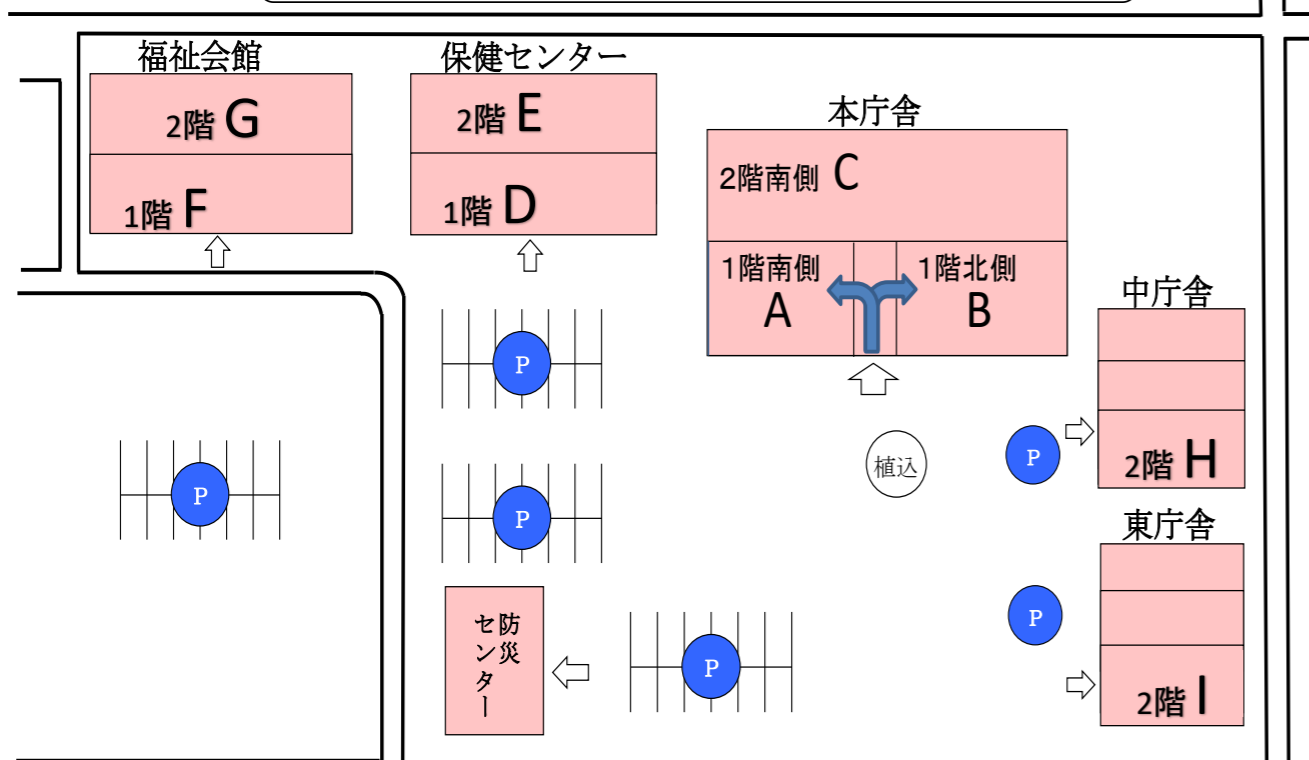


項目	手続き及び内容	必要なもの
水道の使用者変更・中止	使用者変更届 ※電話での受付も可能です。	
	使用中止の届出 ※電話での受付も可能です。 料金の精算が必要になります。 土・日・祝日も開庁時間内は受付をしております。	
担当課【経営課 料金窓口(電話22-1951)】 東庁舎1階 案内図		
不動産	相続登記	不動産の所在地の管轄法務局へご相談ください。
上記の手続きは【前橋地方法務局高崎支局(電話027-322-6315)】で行えます。 (管轄区域 藤岡市・高崎市・安中市・神流町)		
農業者年金	死亡届・未支給年金請求等の各種手続き	多野藤岡農協各支店へご相談ください。
上記の手続きは【多野藤岡農協各支店】で行えます。 ご不明な点がございましたら、各支店にお問い合わせください。		



死亡届出後に、必要と思われる主な手続きをご紹介します。
なお、状況に応じて手続きが異なる場合がございます。また、どの手続きの際にも本人確認書類を持参してください。
ご不明な点などございましたらお気軽に担当課までお問い合わせください。

藤岡市役所 庁舎案内図



※戸籍ができるまでに死亡届を藤岡市に提出した日から1～2週間程度かかります。

【開庁時間】午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）

- ・藤岡市役所本庁
〒375-8601 藤岡市中栗須327番地 電話 0274-22-1211 (代)
 - ・鬼石総合支所
〒370-1492 藤岡市鬼石170番地1 電話 0274-52-3111 (代)
- ※ご案内の中で◆印のある手続きは鬼石総合支所でも可能です。

【夜間窓口】毎週水曜日に実施しております。

※夜間窓口ではお受けできない手続きがございます。ご利用する場合、事前に担当課へご確認ください。

- ・藤岡市役所 本庁舎1階（市民課／保険年金課／納税相談課／税務課）
毎週水曜日 午後5時15分～午後8時
- ・鬼石総合支所（鬼石振興課）
第1・3水曜日 午後5時15分～午後7時

項目	手続き及び内容	必要なもの
◆印鑑登録	印鑑登録証の返却は不要です。 ※返却を希望する場合にはご持参ください。	
◆マイナンバーカード または住基カード	死亡日で自動的に廃止となります。 ※返却は不要です。	
◆通知カード	※返却は不要です。	
担当課【市民課 市民窓口係(電話40-2256)】 本庁舎1階南側(4番窓口)案内図A		

◆国民健康保険	葬祭費の申請・保険証の返却	・国民健康保険被保険者証 ・葬儀を行った方の印鑑及び預金口座番号がわかるもの
70歳～74歳	国民健康保険高齢受給者証の返却	・国民健康保険高齢受給者証
◆後期高齢者医療	後期高齢者医療被保険者証の返却・葬祭費の申請	・後期高齢者医療被保険者証 ・葬儀を行った方の預金口座番号がわかるもの
75歳以上または一定以上障害のある65歳以上		
国民年金	遺族・未支給年金請求等の各種手続き	年金証書・マイナンバーカード・戸籍謄本等必要なものがありますので、 医療年金係 へご相談ください。(別紙参照) ※戸籍ができるまでに死亡届を提出した日から1～2週間程度かかります。
厚生年金・共済年金	遺族・未支給年金請求等の各種手続き	高崎年金事務所 にご相談ください。(別紙参照)
福祉医療費受給資格者証(ピンク色)	◆福祉医療費受給資格者証の返却	・福祉医療費受給資格者証
18歳までの子どもがいる母子・父子家庭になる方	福祉医療の申請	医療年金係 へご相談ください。
担当課【保険年金課 国保係(電話40-2822)・医療年金係(電話40-2259)】 本庁舎1階南側(5・6番窓口)案内図A		

市税等の納付	市税等の納付	納税係 へご相談ください。
口座振替の廃止	手続きは不要です。 管理係で口座振替の廃止を行います。	廃止通知と納付書を相続人あてに送付しますので、納付書が届きましたら納付してください。
担当課【納税相談課 納税係(電話40-2831)・管理係(電話40-2830)】 本庁舎1階南側(7番窓口)案内図A		

◆軽自動車税	原動機付自転車等の名義変更・廃車手続き	・標識(ナンバープレート) 市民税係 にご相談ください
個人住民税	相続人代表者指定届のご案内	
固定資産税	相続人代表者指定届・未登記家屋所有者変更届のご案内	
担当課【税務課 市民税係(電話40-2231) 資産税係(電話40-2836)】 本庁舎1階南側(8・9番窓口)案内図A		

◆犬	犬の所有者変更届	・犬の鏡札・愛犬手帳 ・犬の登録情報がわかるもの等
担当課【環境課 生活安全係(電話40-2264)】 本庁舎1階北側 案内図B		

項目	手続き及び内容	必要なもの
死亡者が所有していた森林の相続人	森林の土地の所有者届出	相続した土地の地番、地目、面積等がわかるものを用意して、森林課へご相談ください。
担当課【森林課 森林政策係(電話40-2316)】 本庁舎1階北側 案内図B		

死亡者が所有していた農地の相続人	農地の相続等の届出	・相続した土地の地番・地目・面積等がわかるもの 農業委員会事務局 へご相談ください。
担当課【農業委員会事務局(電話40-2307)】 本庁舎2階南側 案内図C		

◆障害者手帳(身体・知的・精神) 特別障害者手当 障害児福祉手当	障害者手帳の返却など 身体障害者手帳の返却	・障害者手帳 ・マイナンバーカード 障害者手帳に記載してある市町村 へ返却してください。
担当課【福祉課 障害福祉係(電話40-2384)】 福社会館1階 案内図F		

◆介護保険証 介護保険負担割合証	介護保険証の返却 介護保険負担割合証の返却 ※本庁舎1階南側3,5,6番窓口でも返却できます。	介護保険証 介護保険負担割合証
担当課【介護保険課 介護保険係(電話40-2292)】 福社会館2階 案内図G		

児童手当	未支払児童手当請求	・支給要件児童であった子名義の預金通帳
児童扶養手当	受給資格者死亡届 未支払手当請求書	・児童扶養手当証書 ・対象児童の名義の預金通帳
18歳未満までの子どもがいる母子・父子家庭になる方	児童扶養手当の申請	子ども家庭支援係 へご相談ください。
保育園等に関する手続き	教育・保育給付認定変更届	児童福祉係 へご相談ください。
特別児童扶養手当	受給資格者死亡届 未支払手当請求書	・特別児童扶養手当証書 ・対象児童の名義の預金通帳
交通事故・労務災害で父または母を亡くした中学生までの児童	交通遺児手当	・事故で亡くなった証明(死亡届の写しなど) 子ども家庭支援係 へご相談ください。
担当課【子ども課 子ども家庭支援係(電話40-2286)・児童福祉係(電話40-2385)】 保健センター1階 案内図D		

市営住宅	各種届・申請等	住宅係 へご相談ください。
担当課【建築課 住宅係(電話40-2326)】 中庁舎1階 案内図H		

藤岡市若年がん患者在宅療養支援を受けている方	支援事業の中止	藤岡市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更(中止)申請書
担当課【健康づくり課 健康増進係(電話40-2808)】 保健センター2階 案内図E		